

様式第5号（第4条関係）

協 定 書

石巻市（以下「甲」という。）及び

（以下「乙」という。）は、石巻市
で行う宅地造成事業の施行に関し、
災害を未然に防止し、良好な住宅地の建設を図り、もって公共の福祉に寄与するため、
次のとおり協議決定する。

- 1 本宅地造成に関する設計については、原則として乙の示す別紙事業計画書のとおりとする。
- 1 電力柱、電話柱は道路敷に設けず、宅地（民有地）内に設けること。
- 1 乙は、電気、水道等の供給については、あらかじめ企業者と協議し支障ないよう配慮すること。
- 1 乙は、盛土、区割等その他についても一切開発許可どおりとすること。
- 1 本協定に定めのない事項又は本協定の各事項について疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議し定める。
- 1 乙は、この事項を第三者に引き継ぐこととし、第三者のその後の権利継承者にもこれを引き継ぐよう指示するものとする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 宮城県石巻市

石巻市長

Ⓜ

乙

Ⓜ